

## ○南伊豆町広告掲載要綱

(平成 25 年 7 月 30 日要綱第 18 号)

改正 平成 28 年 3 月 17 日要綱第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町の新たな財源を確保するとともに、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町の資産に民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第 2 条 広告を掲載することができる町の資産（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で町長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第 3 条 広告掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は社会問題等についての主義主張に係るもの
- (4) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第 4 条 広告掲載の希望が競合した場合における広告掲載の順位は、次に掲げるとおりとする。なお、広告掲載希望者が各号内で競合した場合で、かつ、広告掲載の順位が同等と判断したときは、抽選により決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類するものの広告

(2) 町内に事業所を有するものの広告

(3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

(南伊豆町広告審査委員会)

第6条 広告掲載に関し疑義のある事項その他広告に関する重要事項を審議するため、南伊豆町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、副町長を、委員は総務課長、企画課長、商工観光課長、地域整備課長、町民課長、教育委員会事務局長をもって充てる。

3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができるものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を委員会の会議に出席させることができる。

7 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日要綱第 11 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。